

保護者様

県立六日町高等学校長

出席停止のお知らせ（通知）

お子さんの疾病は下記の欄に該当いたします。学校保健安全法第19条により、他の生徒への感染を防ぐため、また、十分な治療と休養のために出席停止の指示とします。医師の許可があるまで登校できません。医師より登校の許可が出ましたら、下記の「登校許可証」を記入していただき、登校時に担任にご提出ください。

なお、この期間は欠席の扱いとはいたしません。

出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第19条）

- (1) 百日咳……………特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- (2) 麻疹（はしか）……………解熱後3日を経過するまで
- (3) 流行性耳下腺炎……………耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- (4) 風しん……………発しんが消失するまで
- (5) 水痘（水ぼうそう）……………すべての発しんが痂皮化するまで
- (6) 咽頭結膜熱……………主要症状が消失した後2日を経過するまで
- (7) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎…症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
- (8) その他の感染症……………流行性角結膜炎、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症他  
※症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

◎ 出席停止の基準は上記の通りですが、無理がないよう、主治医と相談の上、登校させてください。

◎ 登校許可証がない生徒は登校できません。

登校許可証

県立六日町高等学校長様

年 組 番 氏名

1 疾病名 ( )

上記の生徒は病気が回復し、他の生徒に感染させるおそれはありません。

2 診断月日 月 日

3 出席停止期間 月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

医療機関・医師名